

## 和歌山県広報紙「県民の友」紙面レイアウト作成委託業務コンペティション実施に係る事前説明会の開催について

令和7年度和歌山県広報紙「県民の友」（毎月1日発行、県内各戸配布）の紙面レイアウト作成委託業務について、コンペティション方式（以下「コンペ」という。）により委託業者の選定を行うにあたり、参加希望者に対する事前説明会を次のとおり開催する。

### 1 概要

#### (1) 委託業務名

令和7年度和歌山県広報紙「県民の友」紙面レイアウト作成委託業務

#### (2) 委託業務内容

ア 紙面レイアウト（A4サイズ全16ページ、フルカラー4色体裁、特集面4～6ページ、その他お知らせ面8～10ページ）

イ テーマに合った特集面におけるキャッチフレーズの提案

【年間の特集スケジュール例】 ※特集テーマは適宜変更する場合あり

5月号	農業支援	6月号	企業支援	7月号	万博
8月号	成長産業	9月号	防災	10月号	労働人材
11月号	人権	12月号	こども政策	1月号	新総合計画
2月号	教育政策	3月号	地域振興	4月号	令和8年度予算

ウ 全16ページのうち1ページ（きいちゃんコーナー）については、指定する月（年8回を限度とする。）に貴社において取材、写真撮影及び原稿作成を行い紙面を作成

エ 写真撮影（専門的な技術を要する撮影で、必要に応じ30回を限度とする。）

オ 制作物を磁気媒体により印刷委託業者へ提供

カ 制作物の文章及び県が指定する写真、イラスト、図表等をHTML及びPDF形式でインターネット上の和歌山県ホームページ「広報紙（インデックス部分を含む。）」等のデータとして転載使用できるよう、そのフォームを形成し県へ提供

#### (3) 予算の上限額

10,560千円（消費税及び地方消費税（合計10%）の額を含む）

#### (4) 事前説明会開催日時及び場所

ア 日時 令和7年2月27日（木）午後2時

イ 場所 和歌山県庁東別館会議室5-A（和歌山市小松原通1-1）

#### (5) コンペの課題

事前説明会当日にコンペの課題（文章と写真等）を提供する。

ア 紙面作成に必要な原稿及び写真は、原則、和歌山県から提供する。ただし、参加者所有の写真使用も可能である。

イ 原稿は磁気媒体等で、写真はプリント・磁気媒体等で提供する。

なお、磁気媒体に保存するデータの形式は、県が使用するソフトウェアの形式又はテキストファイルとなる。

#### (6) コンペに係る提案書の提出

ア 提出期限 令和7年3月19日（水）午前12時必着

イ 提出場所 和歌山県知事室広報課（和歌山市小松原通1-1）

ウ 提出物 レイアウトした紙面（提案書はブック形式にした上で各面1種類で5部）、企画書（紙面の解説等を6ページ以内で5部）、見積書

#### (7) 企画書の説明

委託業者の選定を行う審査会において、企画書の説明を求める。

ア 日時 令和7年3月25日(火)午後2時から

イ 場所 和歌山県民文化会館102会議室(和歌山市小松原通1-1)

(8) 契約期間及び発行回数

令和7年4月1日から令和8年3月31日(令和7年6月号から令和8年5月号まで)の間の12回

(9) 留意事項

説明会に参加していない者は、コンペに参加できないものとする。

2 参加資格等

コンペ参加にあたっては、次の参加資格を満たすことを誓約し、コンペに係る事前説明会への参加の申し出(別紙様式)を下記により行い、事前説明会に参加すること。

(1) 参加資格

ア 和歌山県内に主たる事務所を有する者。

イ 過去3年間に、県の印刷物で紙面デザイン・レイアウトを複数受注したことがあること。

ウ 紙面作成時の協議等は、和歌山県知事室広報課職員(以下「職員」という。)の求めに応じ、面談による方式を重視する。そのため、県庁へ速やかに来訪可能な和歌山市内にデザイナー等が常駐する事務所を有すること。

エ デザイン・レイアウト及びイラストの作成に専門能力を有する複数の専従職員がいること。また、レイアウト案について、職員の指示により、速やかな複数案の作成及び変更案の作成ができるよう、レイアウト専用ソフトを搭載したパソコン(カラープリンター、スキャナー、その他の付帯機器を含む。)を複数台所有していること。

a 紙面レイアウト(A4サイズ全16ページ)を短期間(1週間前後)で行う能力を有し、レイアウト案提出期日を厳守できること。

b 毎月指定した期間(約1週間)、職員の指示により、県民の友のデザイン及びレイアウト修正等を優先的に取り組める体制であること。

c イラストは複数のイメージを作成する能力を有すること。

d グラフ、フロー図等の作成能力を有すること。

オ 貴社が有する写真、イラスト、その他広報素材を紙面及び和歌山県ホームページに使用する場合、無償での使用を許諾できること。

カ 制作物を磁気媒体で印刷委託業者へ提供できる能力を有すること。

キ 写真撮影には、30回を限度に専門的な技術を有するカメラマンを手配できること。

ク 文字校正及び色校正は、職員と共に行い、専門家としての立場から助言できる責任能力を有すること。

ケ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16条)第167条の4第1項の規定に該当しない者。

コ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者。

サ 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱(平成20年和歌山県告示第1261号。以下「要綱」という。)に基づき競争入札参加資格者名簿に搭載されている者であること。

シ 競争入札参加資格者名簿の業務種目の大分類が「企画・広告・手配」、小分類が「広告・デザイン・映像制作」であること。

ス 和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていない者。

セ 銀行取引停止処分を受けている者でないこと。

ソ 次のいずれかに該当する者でないこと。

- a 役員等（役員又はその支店、営業所等を代表する者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められる者。
- b 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
- c 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。
- d 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者。
- e 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

タ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと。

チ 税金を滞納していない者。

## (2) 事前説明会参加申し出期限及び場所

ア 期限 令和7年2月25日（火）午前12時

イ 場所 和歌山県知事室広報課（和歌山市小松原通1-1）

## 3 審査結果の通知

審査後、次の内容について、書面により参加者全員に通知する。なお、参加者の求めに応じ、全参加事業者の評価点及び提案書についても公表する。

- (1) 最優秀提案事業者（契約交渉の相手方）の名称と評価点
- (2) 通知する提案事業者の名称と評価点
- (3) その他

## 4 その他

- (1) コンペ参加作品の作成費用は、採用、不採用に関わらず支払わない。また、提出物は、返却しない。
- (2) この委託業務は、令和7年2月和歌山県議会において、令和7年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合、中止、延期、又は変更するものとする。

## 5 問い合わせ先

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1

和歌山県知事室広報課【担当：川原】

電話 073-441-2032（直通）

FAX 073-423-9500